

(趣旨)

第1条 この要領は、福祉事務所長が所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第10条第1項第7号及び同条第2項第6号並びに地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第7条第7号、第7条の15の7第6号、第46条及び第48条の7第2項に定める障害者及び特別障害者の範囲の対象となる障害の程度について認定を行い、障害者控除対象者認定書を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 65歳以上の者で、障害者控除対象者認定を受けようとするもの(以下「対象者」という。)は、障害者控除対象者認定申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)を福祉事務所長に提出するものとする。

(対象者の障害状況の確認)

第3条 福祉事務所長は、前条の申請書が提出されたときは、要介護認定又は要支援認定に関する情報のある者については、対象者の障害状況を確認するため、町長に対し、当該要介護認定又は要支援認定に関する情報の閲覧を求めるものとする。

2 町長は、前項の規定により閲覧を求められたときは、当該対象者の要介護認定又は要支援認定に関する情報の閲覧に協力するものとする。

3 要介護認定又は要支援認定に関する情報のない者については、訪問調査員等の協力の下に、対象者の障害状況を調査し、確認するものとする。

(障害者控除対象者認定の区分)

第4条 障害者控除対象者認定の区分は、次に掲げるとおりとする。

(1) 所得税法施行令第10条第2項第3号並びに地方税法施行令第7条の15の7第3号及び第48条の7第2項に定める者に準ずる者は、調査による障害老人の日常生活自立度(以下「ねたきり度」という。)がB1、B2、C1又はC2の者とする。

(2) 所得税法施行令第10条第2項第1号並びに地方税法施行令第7条の15の7第6号及び第48条の7第2項に定める者に準ずる者は、調査による認知症老人の日常生活自立度(以下「認知症度」という。)がⅣ又はⅤの者とする。

(3) 所得税法施行令第10条第1項第3号並びに地方税法施行令第7条第3号及び第46条に定める者に準ずる者は、調査によるねたきり度がA1又はA2の者とする。

(4) 所得税法施行令第10条第1項第1号並びに地方税法施行令第7条第1号及び第46条に定める者に準ずる者は、調査による認知症度がⅡ又はⅢの者とする。

(5) 前各号に該当しない者は、非該当とする。

(認定書等の写し)

第5条 福祉事務所長は、対象者の障害状況が前条第1項第1号から第4号に該当する場合には障害者控除対象者認定書(別記第2号様式)を、同項第5号に該当する場合には障害者控除対象者非該当通知書(別記第3号様式)を交付するものとする。

(認定書の写し等の記録)

第6条 福祉事務所長は、交付した認定書の写し、確認した対象者の障害状況の記録等を保管するものとする。

附 則

この訓令は、平成28年12月12日から施行する。

別記

第1号様式(第2条関係)

障害者控除対象者認定申請書

年 月 日

屋久島町福祉事務所長 様

申請者 住 所
氏 名
続 柄
電 話

印

所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条並びに地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条又は第7条の15の7及び同令第46条または第48条の7に定める障害者・特別障害者としての認定を申請します。

対 象 者	住 所				性 別	男 ・ 女
	氏 名		生年月日	年 月 日		
申 請 理 由		所得税確定申告等に使用するため。				

※介護認定結果・調査票・意見書等の閲覧に同意します。

(対象者氏名)

印

第2号様式(第5条関係)

障害者控除対象者認定書

屋 福 第 号
年 月 日

様

屋久島町福祉事務所長

下記の者を所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条並びに地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条又は第7条の15の7及び同令第46条または第48条の7に定める障害者・特別障害者として認定する。

記

(年 月 日現在)

申請者	住所		氏名	
対象者	住所		性別	男 ・ 女
	氏名		生 年 月 日	年 月 日
認定区分	特 別 障害者	☐	①第4条第1号 身体障害者（1級～2級） に準ず、ねたきり老人（B1、 B2、C1、C2）	☐ ②第4条第2号 知的障害者（重度）に準ず
	障害者	☐	③第4条第3号 身体障害者（3級～6級） に準ず、ねたきり老人（A1、 A2）	☐ ④第4条第4号 知的障害者（軽度・中度） に準ず

注 申請者は、対象者の障害事由の変更・消滅が生じた場合、速やかに認定を受けた福祉事務所の長にその旨を報告しなければならない。

第3号様式(第5条関係)

障害者控除対象者非該当通知書

屋 福 第 号
年 月 日

様

屋久島町福祉事務所長

下記の者は所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条並びに地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条又は第7条の15の7及び同令第46条または第48条の7に該当しない。

記

申 請 者	住 所		氏 名	
対 象 者	住 所		性 別	男 ・ 女
	氏 名		生 年 月 日	年 月 日